

平成25年11月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(ワ)第8814号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月9日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都

被 告 荒 井

(以下「被告荒井」という。)

同訴訟代理人弁護士 大 澤 美 穂 子

住民票上の住所 東京都

同送達先 大阪府

被 告 幸 松

(以下「被告幸松」という。)

東京都

被 告 富 田

(以下「被告富田」という。)

住居所 不明

最後の住所 東京都

被 告 矢 野

(以下「被告矢野」という。)

東京都

被 告 加 藤

(以下「被告加藤」という。)

主 文

- 1 被告荒井、被告幸松、被告富田及び被告加藤は、原告に対し、連帶して、715万円及びこれに対する被告荒井及び被告幸松については、平成25年4月19日から、被告富田については、同月30日から、被告加藤については、同月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告矢野及び被告加藤は、原告に対し、連帶して、852万円及びこれに対する被告矢野については、平成25年8月7日から、被告加藤については、同年4月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

ア 原告は、[REDACTED]生まれ（現在[REDACTED]歳）の[REDACTED]である。

イ ARAIアセットマネジメント株式会社（以下「ARAIアセット」という。）は、いわゆる店頭ロンドン渡し貴金属証拠金取引商法（以下「ロコ・ロンドン取引」という。）を行っていた会社であり、被告荒井は、平成20年当時、ARAIアセットの代表取締役であった者である。

ウ 被告幸松は、ロコ・ロンドン取引のシステムを持っていたことから、これを利用した商法を企図し、ARAIアセットの発起人になり、同社の実質経営者であった者である。

工 被告富田は、ARAIアセットの設立から関わり、同社の資金管理担当者であった者である。

オ 株式会社YANOXジャパン（以下「YANOX」という。）は、ロコ・ロンドン取引を行っていた株式会社である。

カ 被告矢野は、被告幸松らと共同して、ロコ・ロンドン取引のシステムを利用して、YANOXのロコ・ロンドン取引を実行した首謀者である。

キ 被告加藤は、ARAIアセット及びYANOX（以下、総称して「両社」ともいう。）の従業員として、原告を勧誘し、金員を交付させた者である。

(2) 取引

ア ARAIアセットについて

原告は、平成20年9月ころ、被告加藤から、前に損した分を取り戻すことができるとして、ARAIアセットと取引をするよう勧誘を受け、同月24日、原告宅を訪問した被告加藤に、記入した口座開設申込書及び100万円を交付し、同月29日100万円、同年10月3日150万円、同月17日100万円、同年12月18日150万円、同月19日50万円を、ARAIアセット名義の口座に振り込むか被告加藤に手渡す方法により交付した。ARAIアセットからは、平成20年11月25日、100万円が支払われた。

イ YANOXについて

原告は、平成20年12月ころ、被告加藤からYANOXに移った旨の電話を受け、訪問したは同人から、前に損した分を取り戻すことができる等と勧誘を受け、また、「400万円は保証します」とも言われ、同月22日、原告宅を訪問した被告加藤に、記入した口座開設申込書を交付し、同月24日150万円、同月29日100万円、同月30日150万円、平成21年2月27日250万円、同年3月27日100万円、同年4月3

0日25万円を、YANOX名義の口座に振り込むか被告加藤に手渡す方法により交付した。

(3) 不法行為性

本件は、いわゆる「ロコ・ロンドン貴金属取引」商法による被害事案であり、本件においては「店頭ロンドン渡し貴金属証拠金取引」、「CFD売買取引」と称されているが、名称を変遷させているものであって、取引の仕組みは同一であり、その違法性にも何ら変わりはない。

両社との取引（以下、総称して「本件取引」という。）において、顧客は、両社に対して、ロンドン渡しの金現物100トロイオンス（1トロイオンス＝31.1035グラム）を1取引単位とする最低取引単位あたり50万円の「委託基本証拠金」を支払ってロンドン渡しの金を売買したと同様の（差金決済を行う）地位を取得し、任意の時点で当該地位（ポジション）と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行う。また、顧客は、本件取引を行うことにより、「スワップポイント」と称する「金利」を得ることができる。なお、差金決済指標となる「ロンドン渡しの金」の価格は（本件取引が相対取引であるから当然であるが）、両社が任意に設定し、かつ、本件取引のために決せられる必要がある「為替レート」も両社が任意に設定するものとされている。さらに、上記「スワップ」も、両社が独自に設定している（また、両社が設定した手数料及び消費税が徴求されることになっている）。このように、本件取引は、両社が提示する「ロンドン渡しの金現物価格」及び「ドル円為替変動」を差金決済指標とする差金決済契約である。

本件取引のような「私設」「海外」「現物まがい」「証拠金」取引である私的差金決済取引は、賭博として刑事罰を以て禁止される行為を、あたかも何らかの真っ当な金融商品取引であるかのような外観を生じさせて、高率の手数料を徴求し、一方的に証拠金を徴求し、差損益計算に大きな影響を及ぼす差

金決済指標である外国為替及び金現物価格を一方的に業者において決定することとして、業者において業として、図利目的で、常習的に行われるものであり、これをあたかも何らかの真っ当な金融商品であるかのように誤信させて利益相反状況その他の顧客に不利益な事情を悉く秘したまま一般消費者を勧誘してこれを行わせて証拠金等名下に金銭の交付を受ける行為は、公序良俗に著しく反し、私法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有するものであって、本件取引の証拠金名下に金銭を交付させることはそれ自体不法行為を構成する。

(4) 責任原因

ア 被告加藤は、ARAIアセット及びYANOXの従業員として、上記のとおり違法な勧誘及び受託を行い、原告に損害を与えたのであるから、不法行為責任を負う。

イ 被告荒井は、ARAIアセットの代表取締役として、同社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な本件商法を行った者であり、会社法429条1項に基づく責任を負う。

ウ また、被告らは、金融商品取引に藉口した会社を設立し、その運営に、取締役、実質経営者、顧客管理担当、資金管理担当として積極的、主体的に関与し、被害者に対する接触について隨時意思の連絡を行ってこもごも共謀し、違法な商法を行った者らであり、原告に対して、相互に、連帯して損害を賠償するべき共同不法行為責任を負う。

(5) 損害

ア ARAIアセット関係 715万円

(ア) 交付金員相当損害金額 650万円

なお、原告は、ARAIアセットから100万円の支払を受けたが、本件は社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為による損害の賠償を求める

ものであるから、最高裁判所平成20年6月24日判決により、損害額の算定に当たって受領額を控除しない。

(イ) 弁護士費用 65万円

弁護士費用の全部が上記不法行為と相当因果関係のある損害であるが、うち上記実損額の1割を請求する。

イ YANO X 関係 852万円

(ア) 交付金員相当損害金額 775万円

(イ) 弁護士費用 77万円

(6) 結論

よって、原告は、被告荒井、被告幸松、被告富田及び被告加藤に対し、不法行為に基づく損害賠償（被告荒井に対しては、会社法429条1項に基づく請求）として、715万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である被告荒井及び被告幸松については平成25年4月19日から、被告富田については同月30日から、被告加藤については同月18日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、被告矢野及び被告加藤に対し、不法行為に基づく損害賠償として、852万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である被告矢野については平成25年8月7日から、被告加藤については同年4月18日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

2 請求原因に対する認否

（被告荒井）

ア 請求原因（I）について

同アは、知らない。

同イのうち、被告荒井が登記簿上ARAIアセットの代表取締役であったことは認める。ただし、名目的な取締役であり、実体的な権限は設立当初から全くなかった。

同ウのうち、被告幸松が A R A I アセットの発起人であることは認める。

同エのうち、被告富田の担当については認める。

同オ及びカは、知らない。

イ 同(2)について

同アは、知らない。被告荒井は、被告幸松の指示により、平成19年9月頃から営業業務から離れ、平成20年5月から別会社であるマーヴェラスキヤピタルインベストメント株式会社に派遣されており、 A R A I アセットの業務から完全に離れており、原告が同社に金員交付をした時期には、同社に全く関与していない。

ウ 同(3)について

争う。なお、金の価格（レート）は、 A R A I アセットのカバー会社であるM G A A 株式会社が決定していることから、 A R A I アセットが任意で決定しているものではない。また、換算レートについても、少なくとも被告荒井が関与していた時点では、売買当日の三菱東京U F J 銀行が午前10時頃に発表する T T B （対顧客電信買相場）と T T S （対顧客電信売相場）の仲値で計算するものと定められていた。

エ 同(4)及び(5)について

争う。

(被告幸松)

ア 請求原因(1)について

同ウは、否認する。

イ 同(4)について

同ウは、争う。

ウ 同(5)について

争う。被告幸松の行為との因果関係について何らの立証もない。

(被告富田)

被告富田がA R A I アセットの社員であったことは認めるが、その余は全て否認する。

被告富田は、同社の設立に関わったというよりも、会社を紹介されて入っただけである。同社の資金を管理していたのは、同社の経理内川であるが、月に数日顔を出す程度だったため、給料その他の支払を頼まれており、通帳とカードは管理していたが、被告荒井しか会社の経費を使う者ではなく、飲食代や私物購入時の領収書を断つたことが一度あり、後日、内川から、社員との飲食代は支払うように言われた。被告富田は、同社においては、業務担当で、切手や備品購入などの金は管理していたが、全体の資金管理をしたことはなく、また、そのような立場でもなかった。

また、営業についても、被告荒井と西澤が指示していたので、内容は分からぬ。

(被告矢野)

被告矢野は、公示送達の方法による呼出を受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

(被告加藤)

ア 請求原因(1)について

被告加藤は、平成20年4月21日から平成21年2月1日までの間、A R A I アセットの従業員であったことは認めるが、YANOXの従業員であったことはなく、その余は否認する。

イ 同(2)について

A R A I アセットとの取引を勧誘したことは認めるが、被告加藤が関与した出入金については、冒頭3件計350万円の入金と平成20年10月上旬か中旬の200万円の出金の差引150万円のみであり、その余は否認する。

YANOXの取引については、全て否認する。

ウ 同(3)及び(4)は、争う。

3 抗弁（被告荒井）

東京地方裁判所は、平成23年2月23日、被告荒井について、破産手続開始決定をし、同被告が、同年6月29日、上記破産事件において得た免責許可決定は、平成25年2月6日、確定した。

4 抗弁に対する認否

認める。

5 再抗弁

被告荒井は、破産手続において、知りながら、原告の本訴請求権を債権者名簿に記載しなかった。

前記破産手続開始決定当時、夥しい裁判例がいわゆるロコ・ロンドン貴金属取引の違法性及びその役員ら関係者の不法行為責任を指摘していたところ、そのことは、国民生活センターや全国消費生活相談員協会の広報によっても容易に知りうるものであり、ARAIアセットの代表取締役であることを認識していた被告荒井は、その当時、顧客に対して損害賠償責任を負うことを知っていた。そして、ARAIアセットにおいて商法が継続されている限り発生する新たな被害について代表取締役である被告荒井は責任を免れないであって、具体的な被害者の具体的な取引内容を認識していなくとも、債務負担の認識に欠けることはない。

6 再抗弁に対する認否

被告荒井の認識を否認する。被告荒井は、請求原因に対する認否いで主張したとおりの経緯から、ARAIアセットの業務に関して知る由もなかったから、前記破産手続開始決定当時、原告の本訴請求権やこれを基礎付ける事実についての認識がなかった。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因について

(1) 請求原因(1)について

ア 被告幸松は、同アの事実を争うことを明らかにしないから、自白したものとみなされ、その余の被告らとの間では、弁論の全趣旨によってこれを認める。

イ 同イのうち、ARAIアセットの業務については、被告荒井及び被告幸松は、これを争うことを明らかにしないから、自白したものとみなされ、その余の被告らとの間では、弁論の全趣旨によって、これを認める。

同イのうち、被告荒井の地位については、被告荒井との間では、争いがなく（ただし、名目的代表取締役との主張については、後に判断する。）、被告幸松は、この事実を争うことを明らかにしないから、自白したものとみなされ、その余の被告らとの間では、弁論の全趣旨によりこれを認める。

ウ 被告荒井との間では、同ウのうち、被告幸松がARAIアセットの発起人であることは、当事者間に争いがない。被告荒井との間におけるその余の同ウの事実及びその余の被告らとの間における同ウの事実については、甲9、甲10により認められる。

エ 同エについては、被告荒井との間では、当事者間に争いがなく、被告幸松は、この事実を争うことを明らかにしないから、自白したものとみなされる。また、被告富田との間では、同被告が、ARAIアセットの従業員であったことは、当事者間に争いがなく、その地位については、同被告の主張によても、経理担当者である内川はほとんど出社せず、同被告が、実質的に通帳とカードを管理して支払を行い、また、経費支出の可否を判断していたことが認められるし、証拠（甲8の1ないし6、甲9）及び弁論の全趣旨を総合すれば、同被告は、ARAIアセットの設立時から、その業務に関与していたとの事実が認められる。さらに、その余の被告らとの間においても、上記証拠及び弁論の全趣旨によってこれを認める。

オ 証拠（甲9、甲11ないし甲19。なお、甲11の被告加藤作成名義部分及び甲19については、甲2の被告加藤の氏名が同被告の自署によるこ

とは当事者間に争いがなく、これと甲11の被告加藤の氏名とを対照すると、その筆跡は同一であることが肯認できるので、甲11の上記部分及び甲19は、真正に成立したものと推認される。) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、同才及び力の事実が認められる。

力 甲11ないし甲19、甲24によれば、同キの事実が認められる。

(2) 請求原因(2)について

ア ARAIアセットとの取引について

被告加藤との間では、被告加藤がARAIアセットとの取引を勧誘したこと、被告加藤が冒頭3件計350万円の入金に関与したとの限度では、当事者間に争いがない。

そして、上記事実に証拠(甲1ないし甲7、甲8の1ないし6、甲21、甲24、甲27。なお、甲7については、甲2の被告加藤の氏名が同被告の自署によることは当事者間に争いがなく、これと甲7の被告の氏名とを対照すると、その筆跡は同一であることが肯認できるので、甲7は真正に成立したものと推認される。) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告らとの間において、被告加藤との間で争いのない上記事実を含む同アの事実が認められる。

イ YANOXとの取引について

証拠(甲11ないし甲19、甲20の1ないし3、甲21、甲24)及び弁論の全趣旨を総合すれば、同イの事実が認められる。

(3) 請求原因(3)について

証拠(甲1ないし甲6、甲9ないし甲14、甲24ないし甲26)及び弁論の全趣旨を総合すれば、ARAIアセットとの取引において、顧客は、同社に対し、ロンドン渡しの金現物100トロイオンス(1トロイオンス=31.1035グラム)を1取引単位とする最低取引単位あたり50万円の「委託基本証拠金」を支払ってロンドン渡しの金を売買したのと同様の差金

決済を行う地位を取得し、任意の時点で当該地位（ポジション）と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行うものであること、YANOXとの取引において、顧客は、同社に対し、金又は銀の現物100トロイオンス（1トロイオンス=31.1035グラム）を1取引単位とする最低取引単位あたり金については50万円、銀については60万円の「委託基本証拠金」を支払って金又は銀を売買したとの同様の差金決済を行う地位を取得し、任意の時点で当該地位（ポジション）と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行うものであること、また、顧客は、上記各取引を行うことにより、スワップポイントと称する金利を得又は負担すること、差金決済指標となる「ロンドン渡しの金」ないし金又は銀の価格は、両社が任意に設定するものであり、スワップポイントも、両社が独自に設定するものであること、また、両社が設定した手数料及び消費税が徴求されるものであること、上記取引は、相対取引であることが認められる。なお、被告荒井の主張中には、金の価格（レート）は、ARAIアセットのカバー会社が決定しており、ARAIアセットが任意で決定しているものではないとする部分があるが、甲2によれば、約定値段は、金現物市場（ロコ・ロンドン）レートを参考にARAIアセットが提示したレートになる（1②）とされているから、同被告の上記主張は採用しない。

そして、上記事実によれば、上記各取引は、ドル円為替変動及び両社が提示するロンドン渡しの金現物価格などを差金決済指標とした相対の差金決済契約であるところ、その指標とされるドル円為替レート及びロンドン渡しの金現物価格などは、いずれも両社と原告が予見することができないものであり、また、その意思によって自由に支配することができないものであるから、このような相対取引を行っていたことが、偶然の事情によって利益の得喪を争ったと評価できるものであって賭博行為に該当するところ、当時、このよ

うな取引を許容し、又はそのように解する根拠となるような法令の定めがあったとは認められないところであるから、上記各取引は、公序良俗に違反した違法な取引であって、上記各取引の証拠金名下に金銭を交付させることはそれ自体不法行為を構成するものである。

(4) 請求原因(4)について

ア 以上に認定した事実によれば、被告加藤は、ARAIアセット及びYANOXの従業員として、上記違法な勧誘及び受託を担当したから、これによって、原告に生じた損害を賠償すべきものである。

なお、原告がARAIアセット及びYANOXに交付した本件取引の証拠金額については、前記(2)にみたとおりであるところ、この授受について、被告加藤自らが関与したかについては、被告加藤がARAIアセットとの間の冒頭3件計350万円の取引に直接関与したとの限度では、同被告としても自認しているところであり、また、甲19によれば、同被告が、原告に対し、平成20年12月22日、YANOX部長加藤正記の名刺の裏に、400万円は元本保証する旨記入、自署、指印して交付したとの事実が認められる一方、これらを超える部分については、その詳細が必ずしも判然としない面もある。しかしながら、被告加藤は、上記違法な行為勧誘により、違法な取引が継続されうる状態を作出したのだから、そのような外形を明確に解消しない限り、それを前提として、これに引き続いてなされる違法行為についても、不法行為責任を負うべきものである。

イ また、以上に認定した事実に証拠(甲9、甲10)及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告荒井は、被告幸松から、平成18年12月頃、被告幸松が有するシステムを利用して、ロコ・ロンドン取引を行う会社の代表取締役となり、営業もすることの勧誘を受けてこれを承諾したこと、被告荒井は、ARAIアセットが平成19年2月設立されると、ARAIアセットの唯一の取締役かつ代表取締役に就任したものであることが認められる。

この点、被告荒井の主張及び甲9には、業務については、被告幸松の支配下にあった者らが行うということで、同社の営業開始後も同社の代表印や通帳の管理は被告幸松が行っていたとする部分や被告幸松の指示により、平成19年9月頃からARAIアセットの営業業務から離れ、平成20年5月から別会社に派遣されて、ARAIアセットの業務から完全に離れていたとする部分がある。しかしながら、それが事実としても、前記認定のARAIアセットの設立経過などからすると、被告荒井は、唯一の取締役兼代表取締役として、その有する権限全てを被告幸松に委ねていたとの評価も可能であって、被告荒井の上記主張等は、被告荒井の責任を軽減するものではなく、被告荒井は、同社の営業が適正なものとなるよう業務執行を行うべきであったところ、あえてこれを怠ったものとして会社法429条1項に基づく責任を免れることになる。

ウ さらに、以上に認定した事実によれば、被告幸松、被告富田及び被告矢野は、金融商品取引に藉口した会社を設立し、その運営に、実質経営者や資金管理担当などとして関与したものであるところ、両社は、組織的な営業行為として前記違法取引を行っていたものであるから、上記主要な立場にあった被告幸松、被告富田及び被告矢野は、原告に対する営業活動を直接行っていないとしても、被告幸松及び被告富田はARAIアセットの違法な商法を共同して行った共同不法行為者として、また、被告矢野は、YANOXの違法な商法を共同して行った共同不法行為者として、原告に対して、相互に被告加藤らと連帶して損害賠償責任を負うことになる。

(5) 請求原因(5)について

ア ARAIアセット関係について

原告が、ARAIアセットに対し、平成20年9月24日から同年12月19日までに、本件取引の証拠金名下に計650万円を交付したことは、前記(2)アにみたとおりであり、これによって、原告には、同額の損害が生

じたことになる。

また、本件事案の概要や本件審理経過などからすれば、被告荒井、被告幸松、被告富田及び被告加藤による前記不法行為などと相当因果関係のある弁護士費用は、65万円と認めるのが相当である。

イ YANOX関係について

原告が、YANOXに対し、平成20年12月24日から平成21年4月30日までに、本件取引の証拠金名下に計775万円を交付したことは、前記(2)イにみたとおりであり、これによって、原告には、同額の損害が生じたことになる。

また、本件事案の概要や本件審理経過などからすれば、被告矢野及び被告加藤による前記不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、77万円と認めるのが相当である。

2 抗弁及び再抗弁について

- (1) 抗弁事実については、当事者間に争いがない。
- (2) 再抗弁について

被告荒井の地位については、前記1(4)イにみたとおりであり、また、証拠(甲25、甲26)及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告荒井について破産手続開始決定がなされた平成23年2月23日当時までに、国民生活センターの広報などによって、ロコ・ロンドン取引の違法性やその役員ら関係者の不法行為責任が広く周知されていたものと認められる。したがって、ARAIアセットの代表取締役であった被告荒井としても、その点は重要な関心事だったはずであり、この点の認識があったものと推認できるところ、これを左右すべき証拠はない。

なお、被告荒井が、平成20年5月から別会社に派遣されて、ARAIアセットの業務から完全に離れていたとの主張については、客観的裏付証拠を欠く上、このことが、被告荒井の責任を軽減するものではないことも、前記

1 (4) イでみたとおりである。

(3) したがって、被告荒井の抗弁は、理由がない。

3 結論

以上によれば、原告の請求は、理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判官 松井英隆

これは正本である。

平成 25 年 11 月 20 日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横山 ひろみ